(1)、当会ハ対応運動方針トシテ本部ニ依ル全箱根代表者
又ハ之ニ代ヘ諸会合ニ於テ新事実ヲ志ス者ヲ利用シ遂ニ
当局ニ人ヲ送ル国際ニ左翼ノ分子ヲ集メ其ノ他ノ追出セシメ
タルトカハ又市当局ノアノ関係ノ為ニシテ居ルハ只々以上ハ表ル当局
トカ力ナイ為メニ当局ハ運動ヲ推シ通リ居ルモ此ノ例ヲ示シタル
此ノ表ヲハ今迄ノ形勢ノ力ヲ信ジ遂ニ自覚ヲ促シ其ノ他ノ全部カ是
徹底的ニ此ノ運動ヲ進捗スル方針ニ付諸会合アル毎ニ徹底
セシムルコト
(2)、未組織当業者ニ対スル方針トシテハ当局ヨリ自ノ採ル方針ニ
口頭又ハ宣伝ビラヲ以テ当局ヨリ加入ヲ勧誘スルト同時ニ諸般
ノ他ノ徹底ヲ計ルコト
(3)、市民ニ対スル運動方針トシテハ市会ヲ通シテ路面電車ニ付極力
ニ当ル全当業者ニ対スル市民ノ同情ヲ求メル方針ノ下ニ宣伝ス

又ハ宣伝ビラヲ以テ一般市民ニ宣伝スルコト
六、要求ニ関シテ付テハ「ストライキ」ノ際ハ左ノ要求ヲ提出ス、
(1)、勤務時間八時間制ノ件
(2)、公傷病者ニ対スル日給全額支給並ニ療養料支給ノ件
(3)、低利資金貸付ト昇給即時実施ノ件、
(4)、臨時傭員ヲ常備傭員トシテノ即時実施スルコト
(5)、除隊者即時採用ノ件
(6)、罷免撤回者ノ復職即時実施
(7)、馘首者ニ対スル件
(8)、当業者ノ一切ノ不平ト要求ヲ箱商代表者会議ヘ
(9)、不当営業ノ増税並ニ賃金ノ値上
以上ノ要求ニ関シ当局ノ対策ハ重要ナル一段トナスコト

財團法人 協調會